

第7回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年1月22日 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地利用集積計画の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について
 - 日程第 10 報告第 1号 第3回農政小委員会及び第4回農地小委員会の報告について
 - 日程第 11 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による通知について
 - 日程第 12 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	宮林 和徳
2番委員	西村 秋良	駿河 信一
3番委員	吉清水 秀明	
4番委員	新田 義修	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	総括主査	田村 範夫
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年1月22日 午前10時00分

議長 只今の出席委員は9名、全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、5番工藤肇委員と6番武田美紀委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村総括主査 (第6回総会開催日の翌日以降の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規程による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 今回の農地法第3条の許可申請は使用貸借の更新が1件となっております。それでは、整理番号1番について説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

以上につきましては、譲渡人が規模縮小するための権利の移動となります。

以上、5ページからの調査書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、齊藤文一郎農業委員、宮林和徳推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告ですが、宮林和徳推進委員に報告をお願いします。

宮林推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、1月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
現地は、広く農地として耕作されておりました。
全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で、議案第1号整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が3件、利用権貸借の更新が4件、新規が3件となっております。
それでは、整理番号1番から説明させていただきますが、議案書は8ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明させていただきます。
整理番号1番から3番は、先月の総会で農地中間管理機構へ所有権移転が決まった案件で、今回は農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用して、認定農業者への所有権移転です。
整理番号9番は、農地中間管理事業を活用しての貸借の案件です。
以上、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、整理番号9番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、契約更新については現地調査報告を省略し、新規の集積計画について現地調査報告を行います。
宮林和徳推進委員に報告をお願いします。

宮林推進委員 それでは、私のほうから整理番号8番から10番について、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号 整理番号8番から10番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定について説明します。議案書は24ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番の権利の設定を受ける者は、地域農業マスタープランには「今後の地域の中心となる経営体」として位置付けられている認定農業者であります。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第2号整理番号9番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。

事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを、同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、議案第2号において報告済みですので省略します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、農地利用配分計画(案)の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第4号について説明します。議案書は27ページからです。

(議案書朗読)

以上について、補足説明します。

申請者3人は同じ被相続人から田または畑の相続を受け、相続税の納税猶予の適格者の証明願いを申し出たものです。

申請者3人は、住所及び生計を一つにする世帯で農業経営を行っていると考えられ、農地法第2条の規定に合致することから、納税猶予の適格者と成り得ると考えられるものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、宮林和徳推進委員にお願いします。

宮林推進委員 議案第4号整理番号1から3について、現地調査報告をします。

納税猶予の対象となる農地は鶉飼八人打と樋の口に所在しており、農地は田及び畑となっていました。

調査の結果、対象とする農地については適正に管理されており、事務局から説明があったとおり申請者3名は同一世帯で、農業を営んでいることから、相続税の納税猶予に関する適格者として、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

工藤農業委員 5番工藤です。相続税などの納税猶予の証明において、課税額や納税額などの金額を議案書に明記しなくてよいのでしょうか、納税額が多額であれば猶予とすべきだが、少額であればわざわざ証明しなくてもよいのではないのか思うのですが。

田村総括主査 納税猶予の証明につきましては、納税額などの明記は求められておりません。農業委員会としては、納税額の大小にかかわらず証明願いが出され、相続された農地が引き続き経営されると判断できれば適格者としての証明を行い、その後、申請者が税務署と協議を行い、納税猶予の申請を行うものです。

その結果、税務署から認められた場合は3年ごとに引き続き農業経営を行っている証明を行い、申請人が亡くなるまで継続し、次の相続人が納税免除を行うか、納税するか判断することになります。

議長 工藤委員よろしいですか。

議長 ほか、ありますか。

吉清水委員 3番吉清水です。

納税猶予について、なぜ猶予しなければならないのですか。

田村総括主査 相続税などの納税猶予の制度は、納税することで農業経営が成り立たなくなることを防ぐための制度です。

相続税を納税するために農地などの資産を処分しなければならなくなった場合、経営を行う農地などの資産を失うことになり農業を継続することが困難となることを防ぐための制度となっており、そのために農業委員会として猶予の資格があるか、申請人が継続して経営しているか証明を行うものです。

また、農業委員会の証明で納税が猶予されるものではありません。

農業委員会は猶予の申請に必要な証明を行うもので猶予されるかどうかは申請人と税務署との協議の結果になります。

議長 吉清水委員、よろしいですか。
ほか、ありますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 それでは、農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。
案件は17件です。議案書は32ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。
今回の案件は、平成29年8月22日及び平成29年8月25日に実施した農地パトロールにおいて現地確認が行われ、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の農地は、平成29年8月22日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。
これより質疑に入ります。

工藤委員 5番工藤です。
非農地になった場合、その後の地目は何になるのですか。
また、耕作されている農地の隣を非農地とした場合、非農地の立木が支障になる場合はどこに相談すればいいのでしょうか。
最後に改良区の賦課金はどうなるのでしょうか。

海老澤主任主査 非農地になった場合、申請者に非農地証明書をもって、地目変更登記を行うよう指導しており、登記官が現地を見て地目を決定しますので農業委員会では地目の決定には関与できないものとなっています。
非農地証明の対象となる農地は農業委員、推進委員が現地確認のうえ、再生困難、無理に再生しても非効率ということで非農地と判断されたものでございます。地目は非農地になった農地に係る相談等については環

境課になると思われます。

3点目ですが、平成26年度からこの制度がはじまり、そのときから非農地判定された農地の情報は岩手山麓土地改良区、一本木土地改良区に提供し、農地から除外されることを事前に伝えてあります。

また、所有者に対しては、水田が非農地となるからといって、賦課金が無くなることはなく、関係する改良区に相談するよう通知しております。

以上です。

議長 質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 説明員の入室のため、暫時休憩します。
(休憩10時45分)
(再開10時47分)

議長 休憩前に続き、会議を再開します。
日程第9、議案第6号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(案)のご審議のまえに私の方から簡単に説明させていただきます。

この議案につきましては、第6回総会後に事前説明を行っているものでございます。

今回の変更案で農用地区域から除外された農地につきましては、今後、農地転用の許可申請がなされるものと思われます。

また、除外案件につきましては、岩手県との協議において、場所の選定理由、土地利用計画及び利用面積などから転用可能と判断され、農業振興地域農用地区域から除外されたものがございます。

なお、変更案の説明につきましては、概要書での説明をお願いしておりますのでご了承願いたいと思います。

それでは農林課鎌田総括主査より説明をお願いいたします。

議長 それでは、農林課鎌田総括主査より説明をお願いします。

鎌田総括主査 農林課の鎌田です。それでは説明させていただきます。前回、説明させていただきます、ご質問やご意見を頂き、それに基づき変更点がございます。
議案書は37ページをご覧ください。

(農業振興地域整備計画の変更案を概要版で説明)

以上で、説明の方を終わらせて頂きます。

議長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は「異議なし」とすることに決定いたしました。
説明員の退室を許可します。

(農林課説明員 退出)

議長 日程第10、報告第1号、第3回農政小委員会及び第4回農地小委員会の報告について、鈴木文雄農政小委員会委員長より報告して頂きます。

鈴木農政委員長 農政小委員会、委員長の鈴木です。
第3回農政小委員会及び第4回農地小委員会を合同で開催した結果をご報告申し上げます。
平成29年12月21日に農政小委員会委員6名、農地小委員会委員9名により、農地利用最適化活動計画書及び農地流動化推進対策検討会議の顛末報告について、協議いたしました。
今年度の農地利用最適化活動計画書につきましては、事務局の説明を受け、原案のとおり承認され、活動することとなりました。
また、意向調査票などの回収対象者のリストは2月上旬及び2月総会で配布し、未提出農家を訪問し回収を行うこととなりました。
次に、農地流動化推進対策会議の顛末報告につきましては、会議の顛末報告を受けるとともに、各委員が意見・感想を述べたものであります。
今後、農業者等の意見を参考に取り組みに反映させていくということになりました。
詳細につきましては議案書をご覧くださいと思います。
以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

議長 日程第 11、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤主任主査 案件は 2 件です。議案書は 5 3 ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第 12、報告第 3 号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査 農地転用届出の確認事務について、報告します。
農地転用届出は 4 条が 1 件、5 条が 3 件です。
議案書は 5 5 ページをご覧ください。

(議案書説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第 7 回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成 3 0 年 1 1 月 2 5 日 午前 1 1 時 2 5 分